

第 2 次海上の森保全活用計画の策定について

第 2 次海上の森保全活用計画策定検討委員会委員名簿及び開催要領

1 委員名簿

委員 6 名		
氏 名	所 属 等	分 野
曾我部行子	海上の森モニタリングサイト 1000 調査の会	環境調査
高野 雅夫	名古屋大学大学院環境学研究科教授	自然環境
出口なほ子	NPO 法人海上の森の会理事	協働・連携
中園 卓爾	尾張北部生態系ネットワーク協議会事務局長	保全活用
似内 信彦	NPO 法人海上の森の会副理事長	協働・連携
山田 泰司	瀬戸市農業委員会委員	地域環境
幹事 3 名		
氏 名	所 属	
夏目 享之	愛知県環境部自然環境課課長補佐	
藤野 繁春	愛知県農林水産部森林保全課課長補佐	
野口 博史	あいち海上の森センター所長代理	

2 第 2 次海上の森保全活用計画策定検討委員会開催要領

(目的)

第 1 第 2 次海上の森保全活用計画を策定するため、「第 2 次海上の森保全活用計画策定検討委員会」(以下「委員会」という。)を開催する。

(検討事項)

第 2 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

(1) 海上の森の保全活用の方向、具体的方策等

(2) その他海上の森の保全活用に必要な事項

(構成)

第 3 委員会は、別表に掲げる委員 6 名と幹事 3 名をもって構成する。

2 委員会に座長を置き、委員の互選により定める。

3 座長は委員会を主宰する。

4 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 委員会は、座長が招集する。

2 座長は必要があると認めるときは、委員以外の者から意見を聞くことができる。

3 会議録及び会議資料は、5 年間保存する。

(事務局)

第 5 委員会の事務局は、あいち海上の森センター内に置く。

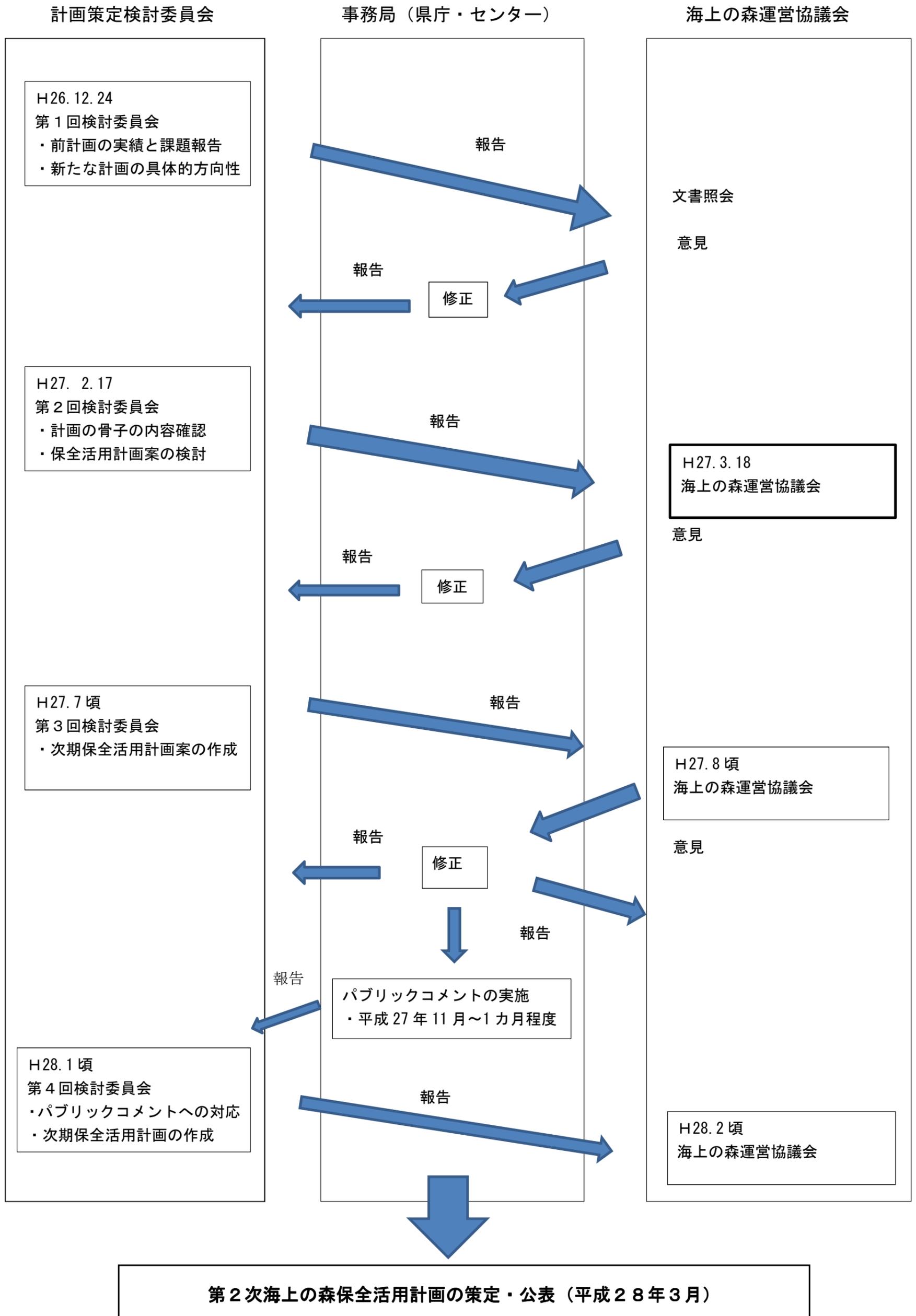
(雑則)

第 6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要領は、平成 26 年 10 月 15 日から施行する。

第 2 次海上の森保全活用計画策定スケジュール（案）



第 2 次海上の森保全活用計画策定検討委員会検討経過

1 平成 26 年 12 月 24 日 第 1 回第 2 次海上の森保全活用計画策定検討委員会 (議題)

第 2 次海上の森保全活用計画の方向、方策等について

委員から現状と課題を踏まえた次期計画の方向性の意見聴取

2 平成 27 年 2 月 17 日 第 2 回第 2 次海上の森保全活用計画策定検討委員会 (議題)

第 2 次海上の森保全活用計画の骨子について

委員からの意見、提言

- (1) 計画における愛知万博記念の森、愛知万博の理念の定義付けについて、一般の人に判りやすいように具体的に記述する。
- (2) ゾーニング毎の保全活用計画と森林や農地等の整備方針の関連付け
- (3) P D C A サイクルの適用による保全活用
- (4) 森林整備（針葉樹・広葉樹）は、木材利用の推進を伴ったものとする。
- (5) 里山でかつて行われてきたように、資源利用を検討すべき。

計画の位置づけ

- ・「あいち海上の森条例」に基づき、知事が海上の森の保全と活用の基本的な取組をまとめた計画である。
- ・この計画の目標年度はおおむね平成27年度(2015年度)とする。

自然環境・社会的条件

【自然環境】 海上の森は、瀬戸市の南東部に位置し、名古屋市中心部から東方約20kmにあり、都市の近郊にありながら、広くまとまった森林とそこに農地、水辺地等があつて多様な自然環境を有している。

【社会的条件】 海上の森の面積は約530ヘクタール。海上の森保全活用計画対象区域の土地利用状況を、地目別にみると91.9%を山林が占め、砂防地が5.1%、田畑等農用地が1.7%という割合になっている。明治時代は26戸の民家があつたとされているが、現在では大半の世帯が転出している。

【地域区分】 自然環境や植生、土地利用あるいは活用の面から6つに区分

注) 面積は概数で、条例対象の510haの内訳として整理

地域名	区域	面積	特性
施設ゾーン	あいち海上の森センター区域	ha 5	愛知万博の会場地であり、瀬戸愛知県館を改修した本館を中心に海上の森の拠点となる区域
ふれあいの里	集落・農地を中心とした区域	43	里山としてのくらしや景観が残っており、海上の森での取組の核となる区域
生態系保護区域	屋戸川・寺山川流域及びその北部区域	166	希少な動植物の生息生育環境を有しており、その環境を維持保全することが特に必要な区域
恵みの森	北側一帯の広葉樹林を主体とした区域	96	高齢化した広葉樹林が多く、緩斜面では、里山として管理・活用できる区域
循環の森	東側一帯の人工林を中心とした区域	148	人工林が大半であり、手入れの必要な林分が多くを占めており、育成と資源の活用を図る区域
野鳥・古窯の森	吉田川流域の広葉樹林を主体とした区域	52	高齢の広葉樹林が占め、古窯も存在しているところから、観察・学習などの活動を行う区域

保全と活用のための取組に対する基本的事項

1 愛知万博記念の森としての保全

愛知万博の理念や成果を未来に向けて確実に継承し、更に発展させるために、海上の森を愛知万博記念の森として将来にわたって保全するとともに、県内の身近な自然環境の保全のための取組を促進する場として活用し、人と自然が共生する社会の実現につなげる。

- 愛知万博の理念と成果を未来に継承、発展させる。
- 将来にわたって保全し、県内の身近な自然環境を保全する取組を促進する。
- 人と自然が共生する社会の実現につなげる。

2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

県や協働する人たちとともに森林や里山に関する学習や交流から、自然の仕組みや大切さ、資源の循環利用、先人の知恵などを学び、考える拠点とする。こうした実践活動や人づくりから、人と自然の豊かな関係づくりを目指す。さらに、県内始め全国的なネットワークをつくり、ここでの取組を森林整備や里山保全の先駆的なモデルとして、幅広く情報発信に努める。

- 森林や里山での体験による学習と交流を進める。
- 実践活動や人づくりから、人と自然の豊かな関係づくりを目指す。
- ネットワークづくりや先駆的なモデルとして取組を情報発信する。

計画の位置づけ

- ・「あいち海上の森条例」に基づき、知事が海上の森の保全と活用の基本的な取組をまとめた計画である。
- ・この計画の目標年度はおおむね平成37年度(2025年度)とする。
- ・海上の森保全活用の取組については、県、県民、NPO、大学、企業等の多様な主体が連携・協働して実施する。

自然環境・社会的条件

【自然環境】 海上の森は、瀬戸市の南東部に位置し、名古屋市中心部から東方約20kmにあり、都市の近郊にありながら、広くまとまった森林とそこに農地、水辺地等があつて多様な自然環境を有している。

【社会的条件】 海上の森の面積は約530ヘクタール。海上の森保全活用計画対象区域の土地利用状況を、地目別にみると91.9%を山林が占め、砂防地が5.1%、田畑等農用地が1.7%という割合になっている。明治時代は26戸の民家があつたとされているが、現在では大半の世帯が転出している。

【地域区分】 自然環境や植生、土地利用あるいは活用の面から6つに区分

注) 面積は概数で、条例対象の510haの内訳として整理

地域名	区域	面積	特性
施設ゾーン	あいち海上の森センター区域	ha 5	愛知万博の会場地であり、瀬戸愛知県館を改修した本館を中心に海上の森の拠点となる区域
ふれあいの里	集落・農地を中心とした区域	43	里山としてのくらしや景観が残っており、海上の森での取組の核となる区域
生態系保護区域	屋戸川・寺山川流域及びその北部区域	166	希少な動植物の生息生育環境を有しており、その環境を維持保全することが特に必要な区域
恵みの森	北側一帯の広葉樹林を主体とした区域	96	高齢化した広葉樹林が多く、緩斜面では、里山として管理・活用できる区域
循環の森	東側一帯の人工林を中心とした区域	148	人工林が大半であり、手入れの必要な林分が多くを占めており、育成と資源の活用を図る区域
野鳥・古窯の森	吉田川流域の広葉樹林を主体とした区域	52	高齢の広葉樹林が占め、古窯も存在しているところから、観察・学習などの活動を行う区域

保全と活用のための取組に対する基本的事項

1 愛知万博記念の森としての保全

里山の生態系の安定的な存続のため、自然の復元力に見合った自然資源の管理と循環的な利用を促進し、地域に根差した自然共生の知恵に学びつつ、自然環境の保全のための取組を海上の森で実践することによって、人と自然が共生する社会づくりを目指す。

- 愛知万博の理念と成果を未来に継承、発展させる。
- 将来にわたって保全し、県内の身近な自然環境を保全する取組を促進する。
- 人と自然が共生する社会の実現につなげる。

2 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

県や協働する人たちとともに森林や里山に関する学習や交流から、自然の仕組みや大切さ、資源の循環利用、先人の知恵などを学び、考える拠点とする。こうした実践活動や人づくりから、人と自然の豊かな関係づくりを目指す。さらに、県内始め全国的なネットワークをつくり、ここでの取組を森林整備や里山保全の先駆的なモデルとして、幅広く情報発信に努める。

- 森林や里山での体験による学習と交流を進める。
- 実践活動や人づくりから、人と自然の豊かな関係づくりを目指す。
- ネットワークづくりや先駆的なモデルとして取組を情報発信する。

愛知万博記念の森の説明

1. 愛知万博記念の森としての保全

自然環境の保全

希少動植物及びその生息環境等について調査するとともに、状況の変化の把握や情報整理・発信を行う。

- ・希少動植物の調査（毎年）
 - ① 禽類、②ムササビ、③ホトケドジョウ
- ・湿地等のモニタリング調査（5年毎）
 - ①湿地の植生・環境 ②森林モニタリング調査③鳥類④外来生物

森林の整備

スギ・ヒノキの人工林については、若齢林は間伐を中心に実施し、高齢林は資源利用も考えながら、“百年の森”等へ誘導する。広葉樹林については必要な保全管理を行う。 ・間伐実施 毎年3～4ha（間伐対象100haうち目標35ha）

- ・針葉樹林：間伐による森林整備。展示林、百年の森として整備。
- ・広葉樹林：自然の遷移に委ねる。必要に応じて補助的な施業。
- ・竹林整備：景観保全施業
- ・草地：草地として維持

農地の整備

体験学習の場として、稲作用と野菜栽培用に分けて利用し、全体としては里山環境を維持保全する農地として必要な維持管理を行う。

- ・農作業体験農地 現在年3千㎡（目標：年5千㎡）
- ・里山環境として保全（除草、水路補修）
- ・ため池の整備

1. 愛知万博記念の森としての保全

- ・愛知万博の理念
 - 人と自然が共生する持続可能な社会の創世（愛・地球博 理念継承エリア検討委員会資料）
- ・愛知万博の成果
 - 自然の叡智に学んで創る新しい文化・文明の在り方と、21世紀社会のモデルを世界の人々との多彩な交流を通じて実現することへの契機
- ・愛知万博記念の森としての保全
 - 里山の生態系の安定的な存続のため、自然の復元力に見合った自然資源の管理と循環的な利用を推進し、地域に根差した自然共生の知恵に学びつつ、自然環境の保全のための取組を海上の森で実践することによって、人と自然が共生する社会づくりを目指す。

自然環境の調査

希少動植物及びその生息環境等について調査するとともに、状況の変化の把握や情報整理・発信を行う。

- ・モニタリング1000（里地調査）との連携（新規）
- ・海上の森の会が行う生物季節調査との連携（継続）
- ・希少動植物の生息・生育調査と評価
 - ①猛禽類、②ムササビ、③ホトケドジョウ、④ホタル、⑤湿地の水位測定等（拡充）
- ・外来生物モニタリング（継続）
- ・森林施業地における影響調査と評価（新規）
- ・調査結果に基づく、生物多様性の保全活動の再検討と実践（拡充）
 - 順応的管理に活かす
- ・調査結果（レポート）の整理、発信（継続）

森林の整備

スギ・ヒノキの人工林については、若齢林は間伐を中心に実施し、高齢林は資源利用も考えながら、“百年の森”等へ誘導する。広葉樹林については必要な保全管理を行う。

- ・針葉樹林：森林資源活用のための森林施業（小面積皆伐、利用間伐）（拡充）
- ・広葉樹林：里山林を維持する森林エリアの設定と里山林の資源活用（拡充）
 - 自然の遷移による森林エリアの設定（拡充）
- ・竹林整備（継続）
- ・森林施業による山地からの土砂流出を最小限におさえるため対策実施（間伐による下層植生の維持、皆伐跡地への植栽）（拡充）
- ・木材搬出路の整備と集積場の確保（拡充）

農地の整備

体験学習の場として、稲作用と野菜栽培用に分けて利用し、全体としては里山環境を維持保全する農地として必要な維持管理を行う。

- ・農作業体験農地として利用（継続）
- ・ため池の維持管理（継続）
- ・生態系に配慮した農地管理（有機農法等）（拡充）
- ・休耕地の活用（企業等、多様な主体による農地管理）（拡充）

2. 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

体験学習の実施

幅広い角度から体験を通じた学習事業を重点的に展開する。毎年50回程度実施

- ・ 森の教室（入門編・親子編・技能編）
- ・ 遊歩施設プログラム（遊歩施設を利用し、森の楽しさを体験し学ぶ）
- ・ 里の教室（農作業、里山作業体験）
- ・ 里山のものづくり、里山文化講座（工作、里山文化や技術を学ぶ）
- ・ 調査学習会、海上の森ツアー（自然の仕組み、役割をテーマごとに学ぶ）
- ・ 心身障害者等のための森林体験・体感プログラム（自然と親しむ機会の提供）

人材育成

国内外の持続可能な社会づくりなどの指導者や、身近な自然の保全について自ら考え行動できる人を養成する。

- ・ 「あいち海上の森大学」年間15日・30人養成（基礎講座とコース別講座により世界各地で活躍できる指導者を養成）
- ・ 「国際フォーラム」毎年1回（海上の森大学の取組発表、国内外との情報交換の場）
- ・ 「指導者養成講座」毎年8回・40人（身近な自然に関連した活動を推進する指導者を養成）

多様な主体の参加の促進

参加の初期段階：保全活動や環境教育に参加・協力
 参加の発展段階：企画運営、自主的な取組で保全と活用を協働で実施
 企業や関連施設等との連携

3. 取組・成果の普及・情報発信

普及・情報発信

森林整備や里山再生について理解を醸成するとともに、具体的な実行モデルを実施検証し、情報発信する。里山関係の各種施設・機関との連携

- ・ インターネット配信、情報誌の発行、シンポジウム開催による普及
- ・ 全国的なネットワークづくり、意見交換会
- ・ モデル事例提供

4. 施設の整備と運営

施設の整備と運営

新たな施設は基本的に設置しない方針であるが、以下の施設は必要に応じて整備する。また、運営にあたっては、協働・連携を進める。

- ・ 里山の小径、炭焼き体験施設、車・歩道、案内看板、トイレ、駐車施設など

現在の施設

- ・ あいち海上の森センター（普及啓発、展示、参加交流、情報発信の拠点）
- ・ 遊歩施設（来場者自ら体験学習できる展示林）
- ・ 里山サテライト（体験学習の活動拠点、休憩所）

2. 森林や里山の学習と交流の拠点づくり

体験学習の実施

幅広い角度から体験を通じた学習事業を重点的に展開する。

（拡充）

- ・ 里と森の教室（一般向けレベル：米、野菜づくり、草刈、森林整備を年間通して実施。里山づくりを体験する。）
- ・ 調査学習会（小中学生レベル：動植物の調査から自然の仕組みや生物多様性の重要性に気づいてもらう。）
- ・ 森の楽校（幼児・小学生レベル：森で遊ぶ、簡単な工作。里山に親しみ、海上の森を知ってもらう。）

人材育成

学生・一般、NPOメンバーを対象にNPO団体、ボランティア等で活躍するための技術を習得する。講師や講習補助には海上の森大学修了生を検討（拡充）

- ・ 森林整備の講習会（森林の調査測量、選木方法、森林整備の考え方を学習）
- ・ 里山活用（里山資源の採取と活用、刈払い機の操作）
- ・ 自然調査の講習会（調査方法、動植物の同定）
- ・ インタープリター養成講習会（人と自然を仲介）
- ・ 里山フォーラム、シンポジウムの開催

3. 取組・成果の普及・情報発信

普及・情報発信

森林整備や里山再生について理解を醸成するとともに、具体的な実行モデルを実施検証し、情報発信する。里山関係の各種施設・機関との連携（拡充）

- ・ インターネットの活用、情報誌（ムア카데미）の発行、海上の森調査報告書の発行
- ・ 全国的なネットワークづくり
- ・ あいち海上の森センターをNPO交流拠点として活用

4. 施設の整備と運営

施設の整備と運営

新たな施設は基本的に設置しない方針であるが、以下の施設は必要に応じて整備する。また、運営にあたっては、協働・連携を進める。（継続）

- ・ 車歩道、案内看板、トイレ、駐車施設など
- ・ 利用者の安全確保に必要なもの、環境保全に必要なもの

現在の施設

- ・ あいち海上の森センター（普及啓発、展示、参加交流、情報発信の拠点）
- ・ 遊歩施設（展示林、休憩所）
- ・ 里山サテライト（体験学習の活動拠点、休憩所）

第1次

■ 協働・連携の推進

- 海上の森の会・・・広く県民が参加する協働組織であり、協働を進展させる。
- その他団体等・・・今後、分野別・個別事案ごとに協働を進める。
- 地域との連携・・・地元瀬戸市との連携や山口地域における各種団体との連携を図る。
- 小中高等学校・大学・・・学習や研究の場として教育機関との連携を進める。
- 関連施設等・・・森林や里山の関連施設等との連携やネットワークづくりを目指す。
- 企業等・・・企業等が行うCSRなどの取組との連携を進める。

■ 計画の進行管理

- 計画の実行・・・実行計画により計画的な実行に努める。
- 進行管理・・・年度別計画及び進捗状況などについて、海上の森運営協議会等の意見を聞き、計画の進行状況を管理する。
- 実施状況の周知・・・インターネットや情報誌等により、県民へ周知する。

第2次

■ 協働・連携の推進

- 海上の森の会・・・広く県民が参加する協働組織であり、協働を進展させる。
- その他団体等・・・今後、分野別・個別事案ごとに協働を進める。
- 地域との連携・・・地元瀬戸市との連携や山口地域における各種団体との連携を図る。
- 小中高等学校・大学・・・学習や研究の場として教育機関との連携を進める。
(小中学校の野外活動や環境学習、自然観察の場の提供拡大、
高等学校生物クラブ等へのフィールド利用、
大学の学外授業利用、研究フィールド利用)
- 関連施設等・・・森林や里山の関連施設等との連携やネットワークづくりを目指す。
(県内外の関連施設等との情報、意見交換)
- 企業等・・・企業等が行うCSRなどの取組との連携を進める。協賛の検討。
(森林整備、農地管理、作業道管理等)

■ 計画の進行管理

- 計画の実行・・・実行計画により計画的な実行に努める。
- 進行管理・・・年度別計画及び進捗状況などについて、海上の森運営協議会等の意見を聞き、計画の進行状況を管理し、毎年度検証する。(新規)
- 実施状況の周知・・・インターネットや情報誌等により、県民へ周知する。